

京都府中小企業人材確保推進機構設置要綱

(目的)

第1条 有効求人倍率が高い値で推移する中、企業にとって喫緊の課題である人材不足について、府内経済団体等と行政が緊密に連携し、オール京都体制で府内中小企業の人手不足対策を推進するとともに、WITH コロナ・POST コロナ時代に対応した新しい雇用のあり方を検討するため、京都府中小企業人材確保推進機構（以下「機構」という。）を設置する。

(事業)

第2条 機構は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新卒学生を中心とした若年層の人材確保に関する事業
- (2) 高齢者、女性、障害者、留学生等多様な人材の確保に関する事業
- (3) 中小企業における従業員の定着支援、職場環境の改善に関する事業
- (4) WITH コロナ・POST コロナ時代に対応した新しい雇用のあり方の検討に関する事業
- (5) その他、中小企業における人材確保の推進に関する事業

(組織)

第3条 機構は、別表第1の団体により構成する。

- 2 機構に代表を置き、京都府副知事の職にあるものを充てる。
- 3 代表は、全体会議を招集し、会務を総理する。

(ワーキングチーム)

第4条 第2条に掲げる事項の細部の検討を行うため、テーマに応じ、機構にワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームは、構成団体より選定された者により構成する。
- 3 ワーキングチームは、必要に応じ、第2条に掲げる事業に係る他団体等からの出席を求めることができる。

(研究会)

第5条 第2条に掲げる事項に関する調査及び専門的見地から検討を行うため、機構に研究会を置くことができる。

(事務局)

第6条 機構の事務局は、京都府商工労働観光部人材確保・労働政策課内に置く。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- この要綱は、平成30年3月14日から施行する。
この要綱は、平成31年3月19日から施行する。
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
この要綱は、令和2年7月9日から施行する。

別表第1（第3条第1項関係）

< 経済・労働者団体 >

京都府商工会議所連合会
京都府商工会連合会
京都府中小企業団体中央会
一般社団法人京都経営者協会
一般社団法人京都経済同友会
公益社団法人京都工業会
日本労働組合総連合会京都府連合会

< 学識・教育関係 >

京都府助言役（参与）〔雇用創出・就業支援担当〕
公益財団法人大学コンソーシアム京都

< 行政機関 >

京都労働局
京都府
京都市
京都府市長会
京都府町村会